

相模原市自主防災力向上事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性をいかした防災力向上のために平成25年度から平成27年度までに実施する事業に対して交付する自主防災力向上事業交付金(以下「交付金」という。)の交付について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、原則として、別表第1に掲げる事業で、かつ、相模原市まちづくり区域に関する規則(平成22年相模原市規則第12号)第2条第1項の規定により定められた区域(以下「地区」という。)を単位に実施される各地区の防災力向上に資すると認められる事業とする。

2 対象事業のうち、次に掲げる視点を持つものについては、他の対象事業より優先するものとする。

- (1) 既存の補助制度では整備することが困難な資機材等を整備し、活用する事業
- (2) 他の地域の取組のモデルとなるような斬新で先進的な事業
- (3) 災害対応活動において实际的・効果的な事業
- (4) 地域の各種団体等との連携の強化につながる事業
- (5) 自主防災組織の活動について地域住民の参加の促進につながる事業
- (6) 災害時要援護者の支援の充実につながる事業
- (7) 自主防災組織の活動として、継続して実施できる事業
- (8) 自主防災組織の活動に、女性、子供及び青少年の参画・参加の促進が図られている事業

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付金の交付の対象としない。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする事業
- (2) 政策提案等を開催の主たる目的とする事業
- (3) 調査又は研究を主たる目的とする事業。ただし、地域防災力向上に資する事業につながる計画があるものを除く。
- (4) 第三者への事業促進を求める事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(対象団体)

第3条 対象事業を実施するものは、地区連合自主防災組織及び地区内の単位自主防災組織とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、交付の対象としない。

(1) 用地取得費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費

(交付金額)

第5条 交付金の額は、別表第3に掲げる金額の範囲内において、交付対象経費の額に相当する額以内とする。

(交付対象者)

第6条 交付金の交付の対象となるものは、地区連合自主防災組織とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとするものは、自主防災力向上事業交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請事項一覧表(第2号様式)

(2) 自主防災力向上事業計画書(第3号様式)

(3) 収支予算書(第4号様式)

(4) 補助金等概要調書(第5号様式)

2 申請は第5条で規定する交付金額の範囲内において複数回できるものとする。

3 申請の期日は12月末日とする。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、自主防災力向上事業審査会で審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を踏まえ、交付金の交付の決定をするときは自主防災力向上事業交付金交付決定通知書(第6号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、不交付の決定をするときは自主防災力向上事業交付金不交付決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第9条 前条第2項の規定により交付金の交付の決定を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、交付対象事業の計画の変更(廃止及び中止を含む。以下同じ。)等をしようとする場合は、遅滞なく自主防災力向上事業計画変更申請書(第8号様式。以下「計画変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、計画変更申請書の提出があったときは、変更の内容を審査し、変更を承認するときは事業計画変更承認決定通知書(第9号様式)により、承認しないときは事業計画変更非承認決定通知書(第10号様式)により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第10条 交付金は、対象事業の完了前に概算払で交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 交付決定者は、前項の規定により交付金の交付を受けようとするときは、自主防災力向上事業交付金交付請求書(第11号様式)に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、対象事業の完了後速やかに自主防災力向上事業交付金実績報告書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業説明書(第13号様式)
- (2) 収支決算書(第14号様式)
- (3) 現金出納簿(第15号様式)
- (4) 領収書整理用紙(第16号様式)
- (5) 補助事業等実績調書(第17号様式)

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに交付金の額を確定するものとする。

(精算)

第13条 交付決定者が第10条第1項本文の規定により概算払により交付金の交付を受けた場合は、対象事業の完了後に、自主防災力向上事業交付金精算書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第14条 交付決定者は、当該対象事業が完了した後も、対象事業により取得した資機材等(以下「財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 規則第14条第2号に規定する市長が指定するものは、取得金額が10万円以上の財産とする。

3 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間とする。

(事業報告)

第15条 交付決定者は、事業の成果等を広く市民に周知するため、市長から求めがあったときは、事業成果の報告を行うものとする。

(訓練)

第16条 交付決定者は、財産を用いて訓練を実施し、継続し自主防災力の向上に努めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年5月31日限り、その効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

交付対象事業	
1	建造物等災害予防対策に関する事業
2	火災・危険物災害等の防止に関する事業
3	風水害予防に関する事業
4	災害時の情報伝達に関する事業
5	防災資機材等の備蓄及び調達に関する事業
6	救助体制の整備に関する事業
7	孤立対策に関する事業
8	帰宅困難者対策に関する事業
9	災害時要援護者支援に関する事業
10	災害ボランティア対策に関する事業
11	防災知識の普及及び啓発に関する事業
12	自主防災組織の防災活動に関する事業
13	事業所の防災活動に関する事業
14	防災訓練に関する事業
15	避難所運営に関する事業
16	区が推進する重点事業
17	その他地域防災力の向上を目的とし、市長が特に認める事業

別表第 2 (第 4 条関係)

交付対象経費	
1	事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
2	事業を行う上で必要な食糧費、備品購入費、施設使用料、備品借上料等
3	事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
4	事業を行う上で必要な委託費等
5	イベント等の開催時に必要な保険料、警備費等
6	講演会等の講師に対する報償費
7	研修会の旅費、研修に要する経費等
8	その他事業遂行に必要な経費であって市長が必要と認めるもの

別表第3（第5条関係）

地区世帯数	交付金額
～ 3,999	820,000
4,000～ 4,999	840,000
5,000～ 5,999	860,000
6,000～ 6,999	880,000
7,000～ 7,999	900,000
8,000～ 8,999	920,000
9,000～ 9,999	940,000
10,000～ 10,999	960,000
11,000～ 12,999	990,000
13,000～ 15,999	1,030,000
16,000～ 19,999	1,080,000
20,000～ 24,999	1,130,000
25,000～ 29,999	1,180,000
30,000～	1,230,000

備考 地区世帯数については、交付金を申請する当該年の1月1日現在の世帯数により積算するものとする。